

著作権譲渡契約書

譲渡人 (以下、「甲」という。)と、譲受人 全国農業協同組合連合会(以下、「乙」という。)とは、甲の所有に係る著作権を乙に譲渡するにあたって、以下の通り契約する。

第1条

1. 甲は、下記著作物に対して、現在瑕疵のない完全な著作権(著作権法27条および28条の権利を含む。以下、「本件著作権」という。)を保有することを保証した上で、本件著作権を乙に譲渡し、乙はこれを譲受する。

著作物: 「新しいAコープの歌」歌詞

2. 甲は、本件著作権について、乙及び乙から正当な権利を取得した第三者およびその他乙の指定する者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表示権および同一性保持権)を行使しないものとする。
3. 甲は、本件著作物が第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害しないものであることを保証する。
4. 甲および乙は、本件商品について第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた時、及び、そのおそれがあるときは、直ちにその旨を相手に書面により通知する。
5. 前項の紛争が生じた場合は、甲は、自己の責任と費用負担で当該紛争を解決するものとする。当該第三者との紛争で乙が損害を被った場合には、甲はその損害を賠償するものとする。

第2条 本契約は、甲によるその他の契約に優先するものとする。

(1) 期間

本契約の有効期間中とする。

第3条 乙は、本件著作権に関し、侵害があったときは、本契約期間中は著作権者として、適宜次の処置をとることができる。

(1) 訴訟、和解、調停

(2) 告訴

(3) その他本件著作権の侵害を排除するために必要な一切の措置

第4条 甲は乙に対して、乙が本契約に基き、本件著作権の譲渡登録をする場合に、登録手続に必要な書類の作成及び資料の提供をするものとする。

第5条 乙は甲に対して、本契約による著作権譲渡の対価として、次の区分に従った譲渡対価を支払うものとする。

(1) 応募作品の中から、次の通り、採用作品と優秀賞を決定するものとする。

《採用作品》1点 記念CDの授与、全農商品券 20万円

《優秀賞》2点 全農商品券 5万円

(2) 賞金等の受け渡し方法は、入選を連絡する時に合わせて伝えるものとする。

第6条 本契約の有効期間は、平成21年7月1日より著作権が失効するまでとする。

第7条 乙が本契約の各条項に違反したときは、甲は乙に対して何ら通知催告を要することなく本契約を直ちに解除できるものとし、甲がこの契約の各条項に違反したときは、乙は以後発生する甲に対する債務については一切免責されるものとする。

第8条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項、又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

第9条 本契約の修正、変更は文書によらなければならない。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作り、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：住所

氏名

印

乙：住所 東京都千代田区大手町一丁目3番1号

氏名 全国農業協同組合連合会

代表理事理事長 宮下 弘 印